

議案第17号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和58年12月天理市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年3月天理市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。